

令和3年度 第1回 東松島市地域支え合い推進委員会

日 時：令和3年6月29日（火）

午前10時00分～

場 所：大曲市民センター ホール

<委嘱状交付>

- 1 開 会
- 2 あいさつ 社会福祉法人 東松島市社会福祉協議会 会長
- 3 委員及び事務局職員の紹介
- 4 委員長及び副委員長の選任について 資料 1

委員長

副委員長

- 5 研 修
生活支援体制整備事業理解のために
講 演 テーマ『生活支援体制整備事業と協議体の役割について』
講 師 東北こども福祉専門学院 副学長 大坂 純 氏 資料 2
- 6 報 告
東松島市生活支援体制整備事業の経過について 資料 3
- 7 協 議
医療福祉サービス復興再生ビジョン中間評価について 資料 4
- 8 その他
今後のスケジュールについて 資料 5
- 9 閉 会

東松島市地域支え合い推進委員会委員名簿

令和3年6月29日現在

◎委員長 野崎 瑞樹

○副委員長 齋藤 あや子

NO	氏名	所属	区分
1	永野 富美子	東松島市役所 総務部 市民協働課	(ア)
2	渡邊 智仁	ぱんぷきん介護センター	(イ)
3	武田 久義	赤井地区自治協議会	(ウ)
4	菅原 和範	大曲まちづくり協議会	(ウ)
5	熊谷 正彦	矢本東まちづくり協議会	(ウ)
6	内海 茂之	矢本西コミュニティ協議会	(ウ)
7	千葉 美智子	大塩自治協議会	(ウ)
8	立川 重行	小野地域まちづくり協議会	(ウ)
9	二宮 敏美	野蒜まちづくり協議会	(ウ)
10	小野 孝一	宮戸コミュニティ推進協議会	(ウ)
11	齋藤 あや子	東松島市民生委員児童委員協議会	(ウ)
12	熊谷 かほこ	東松島市レクリエーション協会 (ボランティア団体)	(ウ)
13	櫻井 けい子	サポータークラブ虹 (サロン活動実践団体)	(ウ)
14	佐藤 充信	東松島市老人クラブ連合会	(ウ)
15	石垣 武	NPO法人 東松島まちづくり応援団	(エ)
16	松岡 勝久	東松島市商工会	(エ)
17	野崎 瑞樹	東北文化学園大学	(カ)

事務局

東松島市 社会福祉協議会 地域福祉課	事務局次長 千葉 貴弘	東松島市役所 保健福祉部 高齢障害支援課 包括ケア推進係	部長 佐々木 寿晴
	地域福祉推進係長 阿部 和子		課長 小山 隆
	第1層 (市全域) 兼 第2層 (矢本東、矢本西) 生活支援コーディネーター 眞籠 孝史		係長 石垣 亨
	第2層 (赤井、大曲、大塩) 生活支援コーディネーター 本田 栄子		主査 高橋 祐介
	第2層 (小野、野蒜、宮戸) 生活支援コーディネーター 渡辺 英人		

平成29年 7月 3日
東松島市訓令甲第74号

東松島市生活支援体制整備事業実施要綱

(目的)

第1条 この訓令は、介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の4第2項第5号に規定する事業（以下「生活支援体制整備事業」という。）の実施に関し必要な事項を定めることにより、高齢者の多様な日常生活上の支援体制の充実及び強化並びに高齢者の社会参加の推進を一体的に図っていくことを目的とする。

(事業の内容)

第2条 生活支援体制整備事業の内容は、次のとおりとする。

- (1) 生活支援コーディネーターの配置
- (2) 生活支援体制整備に係る協議会（以下「協議会」という。）の設置及び運営（生活支援コーディネーター）

第3条 市長は、地域の住民による高齢者が日常生活を送るための軽微な支援（以下「生活支援サービス」という。）の体制の整備を推進していくため、生活支援コーディネーターを次に掲げる区分ごとに配置する。

- (1) 第1層生活支援コーディネーター 東松島市全域に1人
- (2) 第2層生活支援コーディネーター 市長が別に定める区域ごとに1人

2 生活支援コーディネーターは、次に掲げる業務を行う。

- (1) 地域に不足する生活支援サービスの創出、生活支援サービスの担い手の養成及び高齢者が担い手として活動する場の確保
- (2) 個人の生活支援サービスの提供に係る関係者間の連携の体制づくり
- (3) 地域の支援に関する要望と生活支援サービスを提供するものの活動との調整
- (4) その他生活支援サービス体制の整備に関すること。

(協議会)

第4条 市長は、特定非営利法人、社会福祉法人、ボランティア団体その他の生活支援サービスに携わるものの間の情報の共有、連携及び協働による生活支援サービスの体制の整備を推進していくために、協議会を設置する。

2 協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 生活支援コーディネーターに対する補佐
- (2) 地域の生活に関する要望及び地域資源の把握
- (3) 生活支援サービスに係る企画、立案及び方針策定
- (4) 地域づくりにおける意識の統一
- (5) その他生活支援サービスの体制の整備に関すること。

3 協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(委託)

第5条 市長は、生活支援体制整備事業を社会福祉法人その他市長が適当と認めるものに委託することができる。

(その他)

第6条 この訓令に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この訓令は、公示の日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

東松島市地域支え合い推進委員会設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、社会福祉法人東松島市社会福祉協議会（以下「本会」という。）が東松島市から受託した生活支援体制整備に係る第1層の協議体及び本会が推進する地域福祉に係る協議体の設置及び運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(協議体の設置及び名称)

第2条 協議体は、高齢者及びその他福祉サービスを必要とする者（以下「高齢者等」という。）に対する生活支援・介護予防サービス（以下「生活支援等サービス」という。）の体制の整備に関し、東松島市生活支援体制整備事業実施要綱（平成29年東松島市訓令甲第74号）に基づき、定期的な情報の共有・連携強化を図る場として設置する。

2 協議体の名称は、東松島市地域支え合い推進委員会（以下「委員会」という。）とする。

(委員会の業務)

第3条 委員会は、次に掲げる事項を行う。

- (1) 生活支援コーディネーター業務の組織的な補完
- (2) 地域ニーズや既存の地域資源の把握、情報の見える化の推進
 - ア アンケート調査
 - イ 資源マップの作成
- (3) 生活支援等サービスの企画、立案、方針の策定
 - ア 生活支援等サービスの担い手の養成
 - イ 地域に不足する生活支援等サービスの把握及びサービスの創出
 - ウ 元気高齢者等が担い手として活動する場の確保
- (4) 地域づくりにおける意識の統一の推進
 - ア 地域の関係者間の情報の共有
 - イ 生活支援等サービス提供主体間の連携の体制づくり
- (5) 情報交換の場、働きかけの推進

(組織)

第4条 委員会の委員は、25人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる区分から推薦を受けた者を本会会長が委嘱する。

ア 行政機関

イ 介護保険サービス事業所

ウ 地縁組織、社会福祉法人、福祉団体、市民活動団体

エ 公益法人、特定非営利法人、協同組合、民間企業

オ その他本会会長が必要と認める者

(任期及び報酬等)

第5条 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任することができる。

3 委員の報酬及び費用弁償は、予算の範囲内で支給することができる。ただし、行政機関及び本会の職員には、支給しない。

(委員長及び副委員長)

第6条 委員会に委員の互選により、委員長及び副委員長1人を置く。

2 委員長は、委員会の業務を総括し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、年4回以内とし、委員長がこれを招集し、委員長が議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 委員長は、会議の運営上必要があると認めるときは、委員以外の関係者の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、本会地域福祉課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、本会会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成29年8月18日から施行する。

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(委員の任期の特例)

- 2 この要綱の施行後、最初に委嘱された委員の任期は、第5条第1項の規定にかかわらず、平成33年3月31日までとする。

東松島市生活支援体制整備事業の経過

目標 東松島市における高齢者等の多様な日常生活上の支援体制の充実及び強化並びに高齢者等の社会参加の推進を一体的に図る。
 小地域目標 ①地域に気軽に参加できる場ができる ②さりげない見守りが展開され、孤立しない地域生活を送る ③地域の互助力を高め、ちょっとした困りごとを解決する

平成 29 年度

平成 30 年度

令和元年度

令和 2 年度

協議体の取り組み

第1層協議体の設置に向けた要綱の整備
 各団体への委員の推薦等調整

第1層（市全域）協議体設立

構成メンバー

市役所、地域包括支援センター、社協、民生委員児童委員協議会、老人クラブ、ボランティア団体
 NPO法人、地元企業、有識者（年3回開催）
 事業に関する情報の共有、啓発について等を協議



第2層（まち協単位）協議体設立及び協議の場への参画

赤井地域「赤井はひとつ～おせっかい～」福祉に関する自治会との情報交換
 野蒜地域「野蒜地域第2層協議体」介護予防・社会参加・生活支援の活動共有
 大曲地域「大曲安心づくり事業部」自治会ごとの支え合い活動について協議



市内4地域協議体（赤井・野蒜・大曲・大塩）準備会（矢本東）
 大塩地域「大塩地域第2層協議体」買い物・移動の課題について協議
 矢本東地域「第2層準備会」地域内の自治会ごとの情報について共有
 ボランティア団体大鷹会を中心としたサロン活動支援や認知症講演会の支援
 矢本西・小野・宮戸（自治会の協議の場への参画や民生委員との情報交換を実施）



小地域（自治会単位）での支え合い活動（互助活動）の推進へ

支援ニーズ・生活サービスの把握

・社会福祉協議会支部長、民生委員等へ地域活動の聞き取り調査を実施。
 ・商工会と連携して、会員事業所の訪問サービスについて調査。



高齢者の生活を支える地域活動一覧作成

市内自治会、民生委員専門機関等へ配布し情報提供

継続して訪問調査をおこない情報を更新集いの場、サロン情報の更新

ふれあいサロンアンケート実施
 等を通じた団体支援

サロン活動代表者、参加者対象のアンケートを実施



コーディネーターが地域活動へ訪問し、地域のお宝（支え合い活動）の把握

安心サポート事業募集中開始

令和3年3月現在
 利用会員 110人
 協力会員 31人

専門機関と同行訪問・ケース会議を通じた支援ニーズ把握

地域支え合い活動事例集作成

制度の周知

地域支え合い研修会
 市内3会場



事業説明会の開催
 市内4会場

市内の高齢者を取り巻く状況について（行政説明）
 地域活動を支える支援メニューについての説明会実施

地域支え合いフォーラムの開催

地域活動の情報を交換するフォーラムを開催
 平成30年度ポスターセッションとシンポジウム
 令和元年度ポスターセッションで互助活動の重要性啓発

地域支え合い研修会
 市内3会場

地域支え合いの本来の意味について
 ご近所福祉クリエイター酒井保氏による講演会の開催



令和2年度の第2層圏域の活動状況

地区名	今年度の計画	実施してきた内容	地域で出来ていること	課題	令和3年度の方向性
赤井地域 (本田)	<ul style="list-style-type: none"> ●地域自治会と地域福祉活動者の連携状況を 知るため情報交換会への参加 ●地域活動に 出向き、高齢者の現状と課題の 可視化、具体的な活動に関する協議 	<p>【赤井地域第2層協議体（おせっ会）】7回</p> <p>①赤井地区自治協議会 福祉部会が主催、協議体が共催で全10自治会と「福祉と健康にかかわる役員等との意見交換会」開催 計14回</p> <p>②意見交換会で出された各自治会の高齢者に関する現状と課題を整理し、地域できていること、今後の取組みについて協議。</p> <p>③市民センターだより“夢民”で意見交換会の報告や第2層協議体活動、コロナ禍におけるフレイル予防についての啓発</p> <p>【地域支援活動】</p> <p>①赤井小・南小学区民生委員の情報交換会へ参加し、民生委員活動や個別相談についての情報収集。</p> <p>②赤井南西地区民生委員情報交換会(寄り添いの会)に参加し、気になる方の情報収集を行い東部包括支援センターへのつなぎ。</p> <p>③認知症の理解と対応について、赤井南西地区「105ピン体験の会」参加者を対象に認知症サポーター養成講座開催。(8/6)</p>	<p>①各自治会で役員や民生委員が連携しながら高齢世帯や気になる世帯の見守り活動。</p> <p>●地区老人クラブと民生委員、自治会役員等が連携し、資源ごみの回収時に地域の見守り活動。(柳西自治会)</p> <p>●自治会の班長が中心となり“気になる世帯”を把握を行っている。(柳北自治会)</p> <p>②各サロン団体は、新型コロナウイルス感染対策を行いながらフレイル予防としてサロン活動を継続。</p>	<p>①自治会は取り組みなければならない事業が多く、役員会等では支え合い事業について話し合う場や時間が取りにくい。</p> <p>②コロナ禍において、益々隣近所や地域住民が世代を超えて交流する機会が少なくなり、つながりの弱さを懸念する声がある。</p>	<p>①赤井地区自治協議会福祉部会と今後も連携し、各自治会役員や民生委員等と意見交換会を継続的に実施し、課題の抽出と、地域で出来ている事を地域の支援者が意識できるよう、関係課及び社協と連携して、今後取り組みを支援する。</p> <p>②福祉部会員と協議体メンバーの情報交換会を行い、地域の課題を共有し地域活動につなげる。</p> <p>社協支部長（自治会長）会議で支え合い活動についての理解を深める。</p> <p>地域支え合い活動（地域資源）の情報収集と地域での事業やサロン活動の際に、協議体と連携して活動の紹介をする。</p>
大曲地域 (本田)	<ul style="list-style-type: none"> ●支え合いに関する情報交換と地域活動啓発の継続 ●活動の質の向上を目的とした情報交換 	<p>【大曲地域第2層協議体(安心づくり事業部)】9回</p> <p>①地域支え合い活動（サロン活動）紹介とフレイル予防の啓発チラシを全戸配布。</p> <p>【地域支援活動】</p> <p>①大曲地区自治会 福祉推進委員交流会に参加。</p> <p>②五味倉地区支え合い検討委員会に参加。</p> <p>③転居が決まった高齢夫婦（包括が関わっている世帯）について、事前に民生委員に情報提供を行った。</p> <p>④サロン活動把握と新型コロナ感染防止対策について啓発。</p>	<p>①大曲地域全体で5月の付く日に防犯パトロールを実施。パトロールに合わせて小学生の下校時の交通指導と高齢者を見守り。</p> <p>②福祉推進委員を配置し、民生委員の補佐的な機能を持ち見守りを行っている。年2回交流会を実施（大曲地区自治会）</p> <p>③9月に地域支え合い検討委員会を設置し、地域の高齢者の状況について情報共有するとともに、支え合い活動について協議を開始。（五味倉自治会）</p> <p>④各サロン団体は、新型コロナウイルス感染対策を行いながらフレイル予防としてサロン活動を継続。</p>	<p>①横沼地区自治会と上納地区自治会の地域支え合いに関する考えや思いについて、詳細に把握できていない。</p> <p>②安心づくり事業部の事業計画に上げられている、高齢者・一人暮らしの生活支援事業に関して話し合いを深める必要がある。</p>	<p>①まちづくり協議会や福祉部会、安心づくり事業部、市民センターと連携し、各自治会との地域支え合いに関する意見交換会の実施について検討する。</p> <p>②地域の高齢者の生活ニーズを生活支援コーディネーターが、ひがまつ安心サポート事業への同行や介護支援専門員から情報収集をおこない、その情報をもとに、高齢者の生活支援について協議体で話し合いを進める。</p>
野蒜地域 (渡辺)	<ul style="list-style-type: none"> ●野蒜地域協議体との地域アセスメント ●事例発表会や地域資源一覧表の更新による地域資源の周知・啓発 	<p>【野蒜地域第2層協議体】6回</p> <p>①コロナ禍において、宮野森小 学校で児童用マスクの予備が不足しているとの声を聞いた協議体メンバーが協力してマスク作成を行うなど協議体メンバー間の協働関係が深まった。</p> <p>【地域支援活動】</p> <p>①地域の集いの場である百歳体操等の活動状況の把握。</p> <p>②民生委員の情報交換会へ参加し、地域状況や活動状況の把握と相談対応。</p>	<p>①8つの自治会区域全てで百歳体操を実施している。百歳体操が参加者の社会参加の場になっており、またお互いの体調や暮らしぶりを気にかける機会となっている。</p> <p>②防災集団移転地では、震災前からのつながりに加えて、応急仮設住宅で育んだ関係性が生かされている。（野蒜ヶ丘）</p> <p>③一人暮らし高齢者の交流会（食事会）を実施。（浅井地区）</p>	<p>①集いの場の運営に関して業務負担が代表者に集中して疲弊している団体がある。</p> <p>②認知症の高齢者に対する地域での見守りのあり方について検討が必要。</p>	<p>①集いの場の運営に関して、代表者が担っている業務内容の確認を行い、他の人に頼めるところや簡素化や廃止可能なことはないか一緒に検討する。</p> <p>②認知症の高齢者への見守りのあり方について、自治会役員や民生委員児童委員と、地域包括支援センター等で協議する場をつくる。</p>
大塩地域 (本田)	<ul style="list-style-type: none"> ●移動課題についての現状把握 ●通いの場を通じた地域活動者、キーパーソンの把握 ●福祉関係者と地域キーパーソンの情報共有の機会創出 	<p>【大塩地域第2層協議体】4回</p> <p>①協議体で地域課題を踏まえ「あったらいいな～こんな事」をテーマに、取り組んでみたいことを出し合った。優先順位ややりやすさなどを考慮し、今後の活動につなげるきっかけとした。</p> <p>②百歳体操実施状況を認知症地域支援推進員活動である「ひとこえあいさつ運動」へ情報提供。</p> <p>【地域支援活動】</p> <p>①サロン活動への訪問を通じて、地域の支え合い活動状況の把握とキーパーソンの関係づくり。</p> <p>②裏沢地区センター改修に伴い、百歳体操の実施場所を市民センターに移した。送迎は市と社協が行い事業継続支援を実施。7/11～12/23</p>	<p>①らくらく号の利用回数2019.10～2020.6)は小野地区について2番目に多く利用されている。</p> <p>②塩入シニアの会が立ち上がり、地域の環境美化と地域助け合い活動とし高齢者宅の草刈り等を行っている。今後女性会員を増やし見守り活動を行う予定。（塩入）</p> <p>③各サロン団体は、新型コロナウイルス感染対策を行いながらフレイル予防として活動を継続している。また、サロン活動に参加していない方の近況について把握。</p> <p>④地域の支え合いに関心を持っている福祉事業所が、認知症挨拶運動等を実施。</p>	<p>①移動や買い物支援等に対する地域住民のニーズの把握が必要である。</p> <p>②協議体で出された今後取り組んでみたい事柄について、実施に向けた具体的な話し合いが必要である。</p> <p>③高齢者の支え合い活動について、大塩地域にある福祉関係者との情報共有が必要である。</p>	<p>①自治協議会、健康福祉部会、市民センターと連携し各自治会毎に自治会役員、民生委員、ボランティア団体等と情報交換を行い、地域の現状を把握する。</p> <p>また、要介護・要支援者の現状について包括支援センターやケアマネージャーから高齢者の現状について情報収集を行う。</p> <p>②取り組んでみたい事柄について、地域でできる事、市民センターや社協、行政等関係機関とつながってできる事などを整理していき、可能な事柄から取り組んでいく。</p> <p>③大塩地域にある福祉施設、特に認知症地域支援推進員との連携を図り地域の現状に応じた支え合い活動を進める。</p>

地区名	今年度の計画	実施してきた内容	地域で出来ていること	課題	今後の方向性
矢本東地域 (眞籠)	<ul style="list-style-type: none"> ●地域キーパーソンの可視化 ●地区民生委員・児童委員の情報交換の場の設置 ●既存組織と連携した人材育成に係る情報共有の場の設置 	【地域支援活動】 ①地域サロン活動運営者との運営に関する情報交換。 ②地域内ボランティア団体会議への参加による情報共有及び連携。 ③地域のサロン活動や自治会役員への訪問を通じた関係構築。 ④地域ケア会議を通じた高齢者の生活状況の把握と専門的な支援が必要な人の包括支援センター等へのつなぎ。	①自治会役員やサロン運営者中心に地域内でのサロン活動が運営され、参加者も楽しんで参加。 ②まちづくり協議会でコミュニティづくりの一環としてのお茶会支援事業を実施している。(お茶会現物助成13団体) ③地域内のボランティア団体(大鷹会)が積極的に色んなサロン活動支援や高齢者の地域生活に関する講演会などを開催。	①自治会役員やサロン運営者の負担が大きく、現状の活動状況のままとなり手が少ない。 ②サロンの活動費について、現在赤い羽根共同募金の住民支え合い事業助成金を利用しているが、助成金の財源がなくなり次年度以降助成金がなくなるので、活動費の捻出方法について課題がある。	①自治会役員やサロン世話人へのサポートの継続 ②市役所の通いの場助成金の他、社協の助成金の活用やまちづくり協議会保健福祉部会お茶会支援事業活用による運営。また、一般企業で実施している助成金活用についての情報提供。
矢本西地域 (眞籠)	<ul style="list-style-type: none"> ●地域キーパーソン及び地域状況の可視化 ●民生委員・児童委員の情報交換の場の設置 	【地域支援活動】 ①民生委員と訪問活動に関する情報交換。 ②サロン活動訪問による高齢者の生活状況の聞き取りを実施。	①自治会と民生委員の連携がとれており、訪問活動での気になる状況については包括支援センター等専門機関につなげている。 ②地域内のボランティア団体が積極的に色んなサロン活動支援や高齢者の地域生活に関する講演会などを開催。	①公営住宅で組織されている自治会内のつながりが弱いため、つながりの再構築をする必要がある。 ②自治会やサロン等の地域活動での世話役の負担が大きい。	①公営住宅内の顔の見える関係づくりについて、市民協働課と連携し検討していく。 ②自治会役員やサロン世話人へのサポートの継続
小野地域 (渡辺)	<ul style="list-style-type: none"> ●新道町内会自治会での住民支え合いマップづくり ●事例発表会や地域資源一覧表の更新による地域資源の周知・啓発 	【地域支援活動】 ①新道町内会主催見守り会議への参加を通じた地域生活支援の状況把握。 ②サロン活動訪問やサロン送迎(一部地区)を通じた高齢者の生活状況の把握。	①新道町内会では見守り会議を実施、高齢者や地域の気になる方の情報について専門機関も交えて共有。 ②地域内の介護事業所と連携してお茶会等を開催。	①自治会長や自治会役員の中でも支え合いに関する意識に差がある。 ②地域の独居高齢者等の見守りについて、個人情報をごとまで共有すればいいか地域住民が悩んでおり、地域内での会議では情報の共有がされない。	①支え合い活動の意義の啓発と、各地区での取り組み状況について調査する。 ②包括支援センターと連携し、地域ケア会議等を通じて地域内の見守りに関する情報共有の機会を積み重ねていく。
宮戸地域 (渡辺)	<ul style="list-style-type: none"> ●宮戸コミュニティ推進協議会専門部会への参画 ●民生委員・児童委員並びに保健推進員との情報交換会の実施 	【地域支援活動】 ①百歳体操やサロン活動を訪問して、活動状況や生活状況の聞き取り実施。	①浜ごとのつながりが強く、気に掛ける関係が出来ている。 ②漁業が中心の地域であり、漁業を通じた人との交流やつながりが平時からある。 ③お茶会やカラオケ等楽しめる事には自然と人が集まる。 ④移動販売が週4日3か所の業者が入っており、その中で気に掛け合う関係が出来ている。	①東日本大震災の影響で人口減少しており、高齢化率が40%を超えている。高齢化や世帯構成人数の減少により、今までの人のつながりや支え合いが無くなる懸念がある。今後は意識的に地域の支え合いについて考えて行く必要がある。	①百歳体操やサロン活動団体に加えて、自治会(まちづくり協議会)役員や民生委員児童委員などから宮戸地区の高齢者の生活状況について聞き取りをおこない現状を把握する。
市全域で共通する項目について			①百歳体操サークルやお茶会など、顔の見える関係づくりの取り組みを実施している。 ②百歳体操やお茶会に参加していない、地域内の高齢者がどのような生活をしているか気になっている。 ③自治会が中心となり、地域活動や社協支部としての地域福祉活動を展開している。	①百歳体操サークルやお茶会の世話役や代表者の負担が大きく、現状のままとなり手が少ない。 ②百歳体操やお茶会に参加していない人の具体的な暮らしぶりが分からないため、どのようなニーズがあるのかを自分事としてとらえる必要がある。 ③自治会で取り組む事業が多く、役員の負担が多い状況となっており、支え合いについて深く検討する場面を作るのが難しい状況がある。	①参加者がそれぞれ役割を持って参加する事の重要性の啓発と、自治会役員及びサロン世話人のサポートの継続。 ②地域包括支援センターやくらし安心サポートセンターとの連携の他、個別ケースに関わっている介護支援専門員等との連携を強化し、地域生活ニーズを積み重ね地域へ啓発していく。 ③ボランティア活動で様々な活動をやっている人と、自治会が連携できるよう、研修会の開催等を通じ働きかけていく。

医療福祉サービス復興再生ビジョン中間評価/在宅医療・介護連携協議会所掌分(案)

目指す姿【健康増進】 住民自ら取り組む健康づくり・介護予防活動が、地域全体に広がる

取組方針1 楽しみながら、継続的に取り組める健康づくり・介護予防の推進

実施内容	主な取り組み	→	これまでの評価	平成29～令和2年度に取り組んだこと	令和3年度～7年度の方向性 (予定)
			A=予定以上 B=予定通り C=予定未滿 D=上記以外	※評価の根拠(理由)を念頭に置き、特段の活動や大きな状況変化などを記入。	※目指すことと、そのための活動を記入。現行内容と同じ場合は記載しない。
1 健康づくり・介護予防 についての啓発	(1) 健康づくり・介護予防の重要性について周知、広報	→	B	市報による周知、地区健康教室等で健康づくり・介護予防に関する知識の普及啓発を実施。また、高齢者の健康課題である低栄養・フレイル予防の食に関する冊子を作成、配布し啓発実施。	
	(2) 健康教室・保健指導・健康増進センター事業等における啓発		B	運動教室や地区健康教室等で、健康づくりや介護予防等について普及啓発を実施。また、健康増進センター事業(ゆぶと)にて講話と運動実技を通して健康づくり・介護予防に関する啓発実施	
	(3) 健康づくり・介護予防への関心を高めるイベントの実施		A	「ひがしまつしま食ベメッセ」を開催し、食を通じた健康づくり・介護予防の啓発を実施。R2は、新型コロナウイルスの影響により、健康情報の動画配信に切替えた。H30から、市内飲食店等と連携し、野菜摂取キャンペーン「ひがまつヘルスベジまつり」を開催。また、R1より、「健康な食事・食環境」認証制度を活用し、スマートミールの開発を行い宮城県初の認証を受けた。R2末で4店舗、14メニューの認証。	
	(4) 生活習慣病予防・重症化予防の実施		B	地区健康教室等で、疾病の早期発見や重症化予防について知識の普及啓発を実施。生活習慣病重症化予防事業(血圧、HbA1c、糖尿病性腎症)は、H29から後期高齢者を対象に加え、低栄養予防の栄養相談を開始。健診結果のほか、R2から導入された健診における後期高齢者質問票の集計結果から健康課題を把握、資料作成し地区健康教室や出前講座等で啓発実施。	
2 健康づくり・介護予防 の自主活動の推進	(1) 専門職による自主活動の立ち上げ支援	→	B	認知症地域支援推進員等の専門職が、認知症カフェ等の自主活動を展開。	
	(2) サロン活動への補助金		A	東松島市社会福祉協議会がサロン活動への助成を実施。また、市財源により、いきいき百歳体操の助成を実施。評価期間内において、活動数の大幅な増加があった。	

実施内容	主な取り組み
3 意欲が持てる付加価値制度の実施	(1) 意欲を高めるポイント制度等の導入
4 介護予防・重度化予防に対する専門的な支援の推進	(1) 健康増進センターを活用した運動指導
	(2) 運動機能向上、もの忘れ予防、低栄養改善等の指導
	(3) 高齢者のフレイル対策（通いの場等における口腔ケア等）



これまでの評価	平成29～令和2年度に取り組んだこと	令和3年度～7年度の方向性（予定）
A=予定以上 B=予定通り C=予定未滿 D=上記以外	※評価の根拠（理由）を念頭に置き、特段の活動や大きな状況変化などを記入。	※目指すことと、そのための活動を記入。現行内容と同じ場合は記載しない。
B	R1 から健康ポイント制度を新たに開始。健康づくりや介護予防の取り組み等でポイントを貯めて応募。健診（検診）受診を必須とし、インセンティブ付与することで健康づくり・介護予防の取り組み継続を支援する。R2は、新型コロナウイルスの影響に伴い内容を一部変更し実施することで、参加者増加に繋がった。	
B	健康増進センター（ゆふと）において運動指導を実施。同施設の指定管理事業者変更に伴い、現在は未実施。	
B	宮城オルレ奥松島コース、矢本海浜緑地パークゴルフ場が整備されたことにより、日常生活を楽しみながら、運動機能向上につながる機運を醸成。もの忘れ予防については、市内民間病院が独自事業として展開。	市政策として、低栄養改善よりメタボリックシンドローム対策を優先。栄養士と連携し、指導の機会や普及啓発を強化する。
B	出前講座、いきいき百歳体操によりフレイル対策を実施。H31 には、かみかみ百歳体操評価事業（小松台、中区、沢田）を実施し、口腔機能の重要性を参加者へ周知	

取組方針2 健康づくり・介護予防と地域づくりとの一体的な推進

実施内容	主な取り組み	→	これまでの評価	平成29～令和2年度に取り組んだこと	令和3年度～7年度の方向性 (予定)
			A=予定以上 B=予定通り C=予定未滿 D=上記以外	※評価の根拠(理由)を念頭に置き、特段の活動や大きな状況変化などを記入。	※目指すことと、そのための活動を記入。現行内容と同じ場合は記載しない。
1 地域の状況に応じた健康づくり・介護予防機会の創出	(1) 健康づくり・介護予防につながる社会資源の情報収集と課題抽出		B	生活支援体制整備事業において生活支援コーディネーター(CSW)を3名配置し、取り組みを実施。	
	(2) 健康づくり・介護予防に関する地域特性の周知、広報		B	生活支援体制整備事業において生活支援コーディネーター(CSW)を3名配置し、取り組みを実施。紙媒体にとりまとめ、第2層協議体等関係者へ周知している。	
	(3) 地域の状況に応じた健康づくり・介護予防の実施		A	生活支援体制整備事業において生活支援コーディネーター(CSW)を中心に実施。小地域単位での活動が活性化しており、70自治会の内、会食・茶話会活動66、体操・健康活動63、見守り活動67の実績。多くの地域活動の設立支援に取り組んだ。	
2 子どもから高齢者、障がい者等も参加できる通いの場の充実	(1) 「いきいき100歳体操」等の拡充		A	生活支援体制整備事業において生活支援コーディネーター(CSW)を中心に実施。小地域単位での活動が活性化しており、70自治会の内、会食・茶話会活動66、体操・健康活動63、見守り活動67の実績。多くの地域活動の設立支援に取り組んだ。	
	(2) 市民センター・集会所等を活かした通いの場の創出		A	生活支援体制整備事業において生活支援コーディネーター(CSW)を中心に実施。小地域単位での活動が活性化しており、70自治会の内、会食・茶話会活動66、体操・健康活動63、見守り活動67の実績。多くの地域活動の設立支援に取り組んだ。	
	(3) 地域住民の誰もが参加しやすい場の創出		A	生活支援体制整備事業において生活支援コーディネーター(CSW)を中心に実施。小地域単位での活動が活性化しており、70自治会の内、会食・茶話会活動66、体操・健康活動63、見守り活動67の実績。多くの地域活動の設立支援に取り組んだ。	
3 健康づくり・介護予防ボランティアの育成	(1) 健康づくり・介護予防ボランティアの育成		B	市社協によるボランティアセンター運営、登録団体助成等により育成を実施。有償ボランティア事業(ひがまつ・安心サポート)にも取り組んでおり、インフォーマルによる住民参加の生活支援サービスの開発にも着手。	
4 社会活動の継続・促進 (就労・生涯学習・地域活	(1) 老人クラブ活動の支援		B	32クラブ941人(R2実績)が老人クラブ活動を実施しており、市補助金を財源に、事業費補助を実施。事務局は、市社協。	

現行計画評価シート

実施内容	主な取り組み
動)	(2) 生涯学習、地域活動等の取り組みへの支援
	(3) シルバー人材センターや地元企業との協力による就労の場づくり



これまでの評価	平成29～令和2年度に取り組んだこと	令和3年度～7年度の方向性 (予定)
A=予定以上 B=予定通り C=予定未滿 D=上記以外	※評価の根拠(理由)を念頭に置き、特段の活動や大きな状況変化などを記入。	※目指すことと、そのための活動を記入。現行内容と同じ場合は記載しない。
B	市内各市民センター8か所を拠点に、まちづくりの基盤となる住民同士の繋がりや地域あるいは社会への学習意欲、課題意識を創出する生涯学習事業・社会教育事業を実施。また、地域まちづくり交付金を地域の活動団体に交付し、活動を支援している。	市民の自発的な生涯学習、地域活動を促すため、人材育成、団体サークルの育成を行う。
B	一般社団法人東松島みらいとし機構(愛称:HOPE)が、生涯現役促進地域連携事業補助金(厚労省)の採択を受け、H29からR1まで実施。認知症フォーラム等を開催。	商工会、社協、シルバー人材センター、商工観光課等と連携し、高齢者雇用の事例紹介や情報発信を通じた就労の場づくりを推進する。

目指す姿【支え合い】 住民同士の絆を大切にし、互いに支え合う力(地域力)を高める

取組方針1 地域住民による支え合いや多様な生活支援サービスの充実

実施内容	主な取り組み	→	これまでの評価	平成29～令和2年度に取り組んだこと	令和3年度～7年度の方向性 (予定)
			A=予定以上 B=予定通り C=予定未滿 D=上記以外	※評価の根拠(理由)を念頭に置き、特段の活動や大きな状況変化などを記入。	※目指すことと、そのための活動を記入。現行内容と同じ場合は記載しない。
1 地域の自主活動の活性化	(1) 次世代の担い手、リーダー人材の育成支援	→	B	市民センターが地域自治組織、地区自治会からのまちづくり事業の相談受付、イベント開催支援を実施。その他、教育、福祉、防災等の他分野について地域自治組織の対応が求められている。 令和2年度に市内に総務省の制度を活用し3人集落支援員を配置し、地域自治組織の事務局業務を支援。	少子高齢化、人口減少等を踏まえ、市民協働課、市民センター、地域自治組織、地区自治会が地域毎の課題、理想の姿を共有し、市民協働のまちづくりについて共通認識を持てるよう機会の創出、意見交換を行う。 市内の地域活動の好事例を横展開できるよう集落支援員、復興まちづくり推進員との連携を強化する。
	(2) 住民主体の自主運営の仕組みづくり		A	生活支援体制整備事業において生活支援コーディネーター(CSW)を中心に実施。小地域単位での活動が活性化しており、70自治会の内、会食・茶話会活動66、体操・健康活動63、見守り活動67の実績。多くの地域活動の設立支援に取り組んだ。	
	(3) ボランティアポイント制度等の導入		C	具体的な検討なし。情報収集にとどまる。なお、厚労省が、R3.3に「ボランティアポイント制度導入・運用の手引き」を発刊。	多機関連携による部会を立ち上げ、事業ニーズ分析、費用対効果、事業適正規模、システム構築等、調査・研究及び導入検討を実施。
	(4) 生活支援サービスボランティアの育成		B	(再掲) 市社協によるボランティアセンター運営、登録団体助成等により育成を実施。有償ボランティア事業(ひがまつ・安心サポート)にも取り組んでおり、インフォーマルによる住民参加の生活支援サービスの開発にも着手。	
2 多様な主体による生活支援サービスの創出	(1) 生活支援コーディネーターの配置	→	A	H30より生活支援体制整備事業により3名配置。地域資源や地域課題の収集、可視化に取り組みながら、まちづくり協議会等との連携により、第1層協議体、第2層協議体の設置、運営支援、小地域(自治会)における生活支援ニーズに対応した地域活動支援を実施。	地域包括支援センター、認知症地域支援推進員等、市内関係者との連携、まちづくり協議会との連携強化に取り組む。また、利用者とのサービスのマッチング、生活支援サービス開発等を強化する。
	(2) 生活支援サービスの創出およびネットワーク化		A	(再掲) H30より生活支援体制整備事業により3名配置。地域資源や地域課題の収集、可視化に取り組みながら、まちづくり協議会等との連携により、第1層協議体、第2層協議体の設置、運営支援、小地域(自治会)における生活支援ニーズに対応した地域活動支援を実施。	(再掲) 地域包括支援センター、認知症地域支援推進員等、市内関係者との連携、まちづくり協議会との連携強化に取り組む。また、利用者とのサービスのマッチング、生活支援サービス開発等を強化する。
	(3) (仮称)生活支援協議体の設置		A	第1層協議体(地域支え合い推進委員会)を設置、第2層協議体は、まちづくり協議会8地区のうち、4地区で設置済、1地区で設置準備、3地区で設置検討中。	第1層協議体(地域支え合い推進委員会)、第2層協議体、小地域(自治会)それぞれの関係性を整理し、実効性の高い仕組み構築を目指す。各まちづくり協議会との関係強化、地域包括支援センターとの連携し、地域ケア会議の積極的な活用による地域課題の解決に取り組む。

実施内容	主な取り組み
3 見守りを必要とする人を支えていく仕組みづくり	(1) 地域住民による見守り体制の構築
	(2) 民間企業との高齢者見守り体制の構築
	(3) 緊急通報システムやGPS 付き機器等を活用した見守りシステム導入
	(4) 災害時避難行動要支援者台帳の整備と見守り事業への活用
4 移動・外出手段の確保	(1) 公共交通機関の利用促進
	(2) 外出支援サービスの利用促進
	(3) 交通部門と協力した自動車運転の安全確保
	(4) 歩行・移動補助具の利用促進



これまでの評価	平成29～令和2年度に取り組んだこと	令和3年度～7年度の方向性(予定)
A=予定以上 B=予定通り C=予定未滿 D=上記以外	※評価の根拠(理由)を念頭に置き、特段の活動や大きな状況変化などを記入。	※目指すことと、そのための活動を記入。現行内容と同じ場合は記載しない。
B	地域住民によるゆるやかな見守りは、コミュニティ機能の一部として、取組み継続中。比較的新しく造成された住宅団地や公営住宅において、第2層協議体、小地域の仕組みを活かした取組みを支援。あおい地区会等、地域住民が主体となった見守り活動の取組み実績有り。	市民協働(市民協働課)の取組みと連動し、コミュニティ機能の維持、コミュニティの醸成に取組む。地域住民に対し、各部署からのアプローチが重複しないよう配慮する。
B	いしのみき農業協同組合、株式会社セブンイレブンジャパン、日本郵便株式会社と見守り協定について締結済。地域住民と連携して見守りの取組みを実施。	
B	見守りが必要なひとり暮らし高齢者等へ家庭用緊急通報機器を貸与することで、日常生活上の安全の確保と精神的な不安解消を図った。また、令和2年度から事業対象者を「ひとり暮らし高齢者」から、「高齢者世帯」へと拡げて実施。	
B	災害時に地域の支援を必要とする方の名簿(要支援者名簿)を整備し、地域団体等に提供、地域における避難支援体制づくり及び平時の見守り事業活動に活用している。	災害対策基本法の改正(R3.5)等、社会情勢の変化を踏まえ、災害時避難行動要支援者台帳の名簿更新等運用面について、福祉課、防災課を中心に検討を行う。
B	本市の公共交通機関であるJR仙石線のバリアフリー化を含めた利便性向上のため、東日本旅客鉄道株式会社仙台支社に対し、継続した要望活動を実施。駅利用の利便性向上を図るため、駐車場等の確保及び整備を実施	JR仙石線矢本駅改修等の環境整備を図り、利用を促進する。
D	移送用福祉車両で利用者の自宅から市内の医療機関への送迎を実施。登録利用者2名(R2実績)。利用促進に至らないことから、令和2年度に外出支援サービス事業を廃止。(代替事業：障害者等福祉交通費助成事業へ移行。)	
A	多発している高齢ドライバーの交通事故防止対策の一環として、免許返納者などに対し、予約型乗り合いタクシー「らくらく号」の割引制度をR2より開始。延べ免許返納者265人。	
B	介護保険の給付サービスによる福祉用具等の利用について、包括支援センターと連携しながら利用を促し実施している。	

取組方針2 生活支援サービスのコーディネート機能の充実

実施内容	主な取り組み	→	これまでの評価	平成29～令和2年度に取り組んだこと	令和3年度～7年度の方向性 (予定)
			A=予定以上 B=予定通り C=予定未滿 D=上記以外	※評価の根拠(理由)を念頭に置き、特段の活動や大きな状況変化などを記入。	※目指すことと、そのための活動を記入。現行内容と同じ場合は記載しない。
1 住民による支え合い や地域活動などの取り組みの見える化	(1) 住民による地域活動や生活支援サービスに関する社会資源の見える化		A	(再掲) H30 より生活支援体制整備事業により3名配置。地域資源や地域課題の収集、可視化に取り組みながら、まちづくり協議会等との連携により、第1層協議体、第2層協議体の設置、運営支援、小地域(自治会)における生活支援ニーズに対応した地域活動支援を実施。	
	(2) 生活支援サービスに関する社会資源の周知		A	(再掲) H30 より生活支援体制整備事業により3名配置。地域資源や地域課題の収集、可視化に取り組みながら、まちづくり協議会等との連携により、第1層協議体、第2層協議体の設置、運営支援、小地域(自治会)における生活支援ニーズに対応した地域活動支援を実施。	
	(3) 生活支援サービスの関係者への周知		A	(再掲) H30 より生活支援体制整備事業により3名配置。地域資源や地域課題の収集、可視化に取り組みながら、まちづくり協議会等との連携により、第1層協議体、第2層協議体の設置、運営支援、小地域(自治会)における生活支援ニーズに対応した地域活動支援を実施。	
2 生活支援サービス等 と利用者のマッチング	(1) 生活支援サービス等とニーズのマッチング		B	(再掲) H30 より生活支援体制整備事業により3名配置。地域資源や地域課題の収集、可視化に取り組みながら、まちづくり協議会等との連携により、第1層協議体、第2層協議体の設置、運営支援、小地域(自治会)における生活支援ニーズに対応した地域活動支援を実施。	(再掲) 地域包括支援センター、認知症地域支援推進員等、市内関係者との連携、まちづくり協議会との連携強化に取り組む。また、利用者とのサービスのマッチング、生活支援サービス開発等を強化する。
	(2) 生活支援サービス等の利用者に対する生活相談の実施		B	(再掲) H30 より生活支援体制整備事業により3名配置。地域資源や地域課題の収集、可視化に取り組みながら、まちづくり協議会等との連携により、第1層協議体、第2層協議体の設置、運営支援、小地域(自治会)における生活支援ニーズに対応した地域活動支援を実施。	新型コロナウイルスの影響により、様々な情報共有ツールが社会実装された。ケアマネージャーや民生委員が情報にアクセスする手法を検討する。

東松島市生活支援体制整備事業 令和3年度事業計画について

項目	内容	具体的な取り組み	役割		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月				
			第1層	第2層																
コーディネート業務	地域単位での活動	資源の把握・可視化	サロン活動への訪問聞き取り等を実施し、地域アセスメントシートの作成	●	●						上半期集計						年度集計			
		支援ニーズの把握・可視化	地域包括支援センター等と連携しながら個別ケースと関わり把握・可視化		●							上半期集計						年度集計		
		支援対象者及び世帯の把握と可視化	地域包括支援センター等と連携しながら個別ケースと関わり把握・可視化		●							上半期集計							年度集計	
		地域ケア会議への参加	地域ケア会議に参加し、地域自治会長や役員、民生委員とのつなぎを実施		●							←随時参加→								
		ニーズとサービスのマッチング	専門機関及び地域活動の紹介をおこない、ニーズマッチングをおこなう		●							←随時実施→								
		不足するサービスの整理と創出	各エリアの協議体や地域サロン等で聞き取りをおこない地域アセスメントの実施、地域との協議を通じて資源開発をおこなう。		●							←随時実施→								
		高齢者の活躍する場の確保と創出	各エリアの協議体や地域サロン等で聞き取りをおこない地域アセスメントの実施、地域との協議を通じて資源開発をおこなう。		●							←随時実施→								
	活動の広報	広報物の作成	ふれあいねっとへの活動掲載や高齢者を支える地域資源一覧及び活動事例集作成を通じて広報をおこなう	●																
				←毎月社協だより「ふれあいねっと」で→																
包括ケア推進に係る会議等への参画	地域包括ケア推進会議		●																	
	在宅医療・介護連絡協議会	地域包括ケアシステム推進組織の会議へ参画し、他会議体のつなぎ作りを実施	●																	
	認知症ケア連携会議		●																	
協議体の運営	第1層協議体の運営	地域支え合い推進委員会の運営	●					5月29日第1回委員会			9月下旬第2回委員会						2月下旬第1回委員会			
	第2層協議体連携事業	フォーラム及び研修会の開催	●					ワーキンググループ立ち上げ			参加団体調整、講師調整						11月上旬～中旬開催			
	第2層協議体の運営	各地域単位での取り組み	赤井地域での活動		●															
			大曲地域での活動		●															
			矢本東地域での活動		●															
			矢本西地域での活動		●															
			大塩地域での活動		●															
			小野地域での活動		●															
			野蒜地域での活動		●															
	宮戸地域での活動		●																	

地域単位での取り組み
(自治会福祉活動支援、第2層協議体の運営)